

# 被災者の皆様へ

台風12号によって、家屋の損壊や浸水などの甚大な災害を受けられました市民の皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

市では、被災された皆様が一日も早くもとの生活に戻っていただけるよう、取り組みを進めています。支援制度などは次のとおりですので、詳しくは担当課にお問い合わせください。

＜＜熊野市役所 電話(代表) 0597-89-4111＞＞

## 1 罹(り)災証明について

### ①住宅に関する証明について <窓口:税務課 市民税係(内線144・152・153)>

家屋に被害があったことを証明するものです。各種支援措置や保険金の請求などに必要な場合があります。

### ②事業所に関する証明について <窓口:水産・商工振興課 商工業振興係(内線472)>

事業所の場合の担当は、水産・商工振興課です。

## 2 災害ゴミなどに関するもの

### ①家庭から出るゴミについて <窓口:環境対策課(クリーンセンター内)【電話:89-2804】>

災害による畳・家具・電化製品などの廃家財の収集は9月21日で終了しましたが、不燃物処分場への持ち込みは受け付けています。ご自分で持ち込めない場合は、環境対策課にお問い合わせください。

### ②流木や土砂について (次の区分に応じて、それぞれの担当課にお問い合わせください)

○家屋や宅地の流木や土砂 環境対策課(クリーンセンター内)【電話:89-2804】

○農地の流木や土砂 農業振興課 農業基盤整備係(内線481)

○市道の流木や土砂 建設課 維持係(内線222・227)

## 3 住宅などに関するもの

### ①被害の調査について <窓口:福祉事務所 生活支援係(内線165)>

罹(り)災証明を発行するために必要な調査で、災害発生直後から調査を行っています。調査を受けていない場合は、福祉事務所にご連絡ください。

### ②家屋の消毒について <窓口:健康・長寿課 いきがい健康支援係(保健福祉センター内)【電話:89-3113】>

災害発生直後から、順次、家屋などの消毒を行っています。ご自分で消毒する場合は、消毒液の配布や噴霧器をお貸しすることもできます。まだ、消毒を終えていない人は、健康・長寿課にご連絡ください。

○ 床下浸水用(屋外):クレゾール石鹼液

(し尿槽や下水があふれた場所、氾濫した汚水が付着した壁面、乾燥しにくい床下など)

○ 床上浸水用(屋内):10%塩化ベンザルコニウム(オスバン液)

(汚水に漬かった壁面や床、家具、トイレ、風呂など)

③見舞金・支援金・融資制度などについて <窓口:福祉事務所 社会福祉係(内線164・166)>

●災害見舞金の支給（市独自の制度）

市から災害見舞金として、対象となる市民の皆さんに支給します。

対 象	受けられる見舞金
住宅が流出、全壊した世帯	5万円以内
住宅が半壊した世帯	3万円以内
床上浸水した世帯	2万円以内

※ 調査を受けて、対象となった世帯の指定の口座に振り込まれます。借家も対象となります。

●住宅の応急修理の費用の支給（県の制度）

災害による全壊、大規模半壊または半壊の認定を受け、必要最小限の修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となる場合などに支給されます。

対 象	受けられる資金の額
全壊、大規模半壊または半壊した住宅の応急修理を市が行う場合に限りです。	52万円以内 (居室、炊事場、便所など日常生活に必要な最小限のもの)

※ すでに修理した人は、福祉事務所にご相談ください。所得制限があります。

●被災者生活再建支援制度による支給（国の制度）

被害程度に応じて支給される『基礎支援金』に、再建方法に応じた『加算支援金』が加算されます。

(A)基礎支援金[被害の程度]	(B)加算支援金[再建の方法]	支給額 (A+B)
○全壊世帯 (100万円)	○建設・購入 (200万円)	例) ○全壊世帯で新築する場合 (300万円) ○大規模半壊世帯で借家を借りる場合 (100万円)
○解体 (100万円) (半壊・敷地被害)	○補修 (100万円)	
○大規模半壊世帯 (50万円)	○賃借 (50万円)	

※ 対象になるかどうかは、国の規定に基づいた厳密な調査の結果によります。

借家も対象となります。一人世帯の場合は、それぞれ4分の3の金額です。

●災害援護資金の貸付（国の制度）

被害の程度などに応じて貸付限度額が異なります。

区 分	貸付限度額	貸付利率	償 還
全体が滅失または流出	350万円	年 3% (据置期間中は無利子)	据置期間 3年以内 償還期間 10年以内
半 壊	170万円		
家財の1/3以上の損害	150万円		

※ 所得制限があります。

④市営住宅家賃などについて <窓口:建設課 用地・住宅管理係(内線210)>

●入居中に被災し、住宅が一時使用できなくなった場合

対 象	種 類
被災した日から使用できるようになった日まで	全額免除
使用できるようになった日から平成24年3月31日まで	半額免除

●被災して、市営住宅へ入居する場合

入居の日から平成24年3月31日まで	半額免除
入居の際に必要な敷金(家賃3か月分)の納入期限を6か月延長	

※ 家賃(免除)の額は、いずれも日割りで計算します。

## **4 国民年金・後期高齢者医療などに関すること**

### ①国民年金について <窓口:市民保険課 保険年金係(内線122)>

申請することで、国民年金保険料の免除・猶予が認められる場合があります。

### ②後期高齢者医療について <窓口:市民保険課 医療助成係(内線121)>

罹(り)災証明書の損害の区分によって、医療費の一部負担金や保険料が減免される場合があります。

### ③介護保険について <窓口:紀南介護保険広域連合(三重県熊野庁舎内)【電話:89-6001】>

罹(り)災証明書の損害の区分によって、利用料や保険料が免除される場合があります。

## **5 税金に関するもの**

### ①固定資産税について <窓口:税務課 固定資産税係(内線154・155)>

被害の状況によって、固定資産税が減免となる場合があります。(10月24日までに、手続きを行ってください)

資産の種類	減免となる可能性のある被害の例
土地	大量の岩石などの流入や地盤の崩壊があったもの
家屋	床上浸水以上の被害があったもの
償却資産	買い替えなどが必要となったもの

### ②雑損控除について <窓口:税務課 市民税係(内線144・152・153)>

住宅や家財の損害額を申告し、雑損控除の適用を受けることで、個人市民税や所得税が軽減されます。(受け取った保険金などは、損失額から差し引かれます)

## **6 手数料・水道料金・電気料金に関するもの**

### ①手数料の免除について <窓口:市民保険課 戸籍住民係(内線134・135)/税務課 税務係(内線141)>

災害関係の手続きに必要な印鑑証明や所得証明などの各種証明書の手数料は、当分の間、免除されます。

### ②水道料金について <窓口:水道課 業務係(内線213・217)/紀和地区 地域振興課【97-1113】>

断水日数に応じて、基本料金が日割りで減額されます。なお、時間通水した日は、断水日として計算されます。

### ③電気料金について <窓口:関西電力(株) 新宮営業所 お客様センター【電話:0735-22-5211】>

< 中部電力(株) 尾鷲営業所 営業課 【電話:0597-22-2010】>

支払期限の延長、不使用月の電気料金の免除、使用不能となった設備の基本料金の免除などの特別措置が適用されます。詳しくは、電力会社に直接お問い合わせください。

## **7 被災者の健康相談に関するもの**

### ○巡回健康相談 <窓口:健康・長寿課 保健予防第1・第2係(保健福祉センター内)【電話:89-3113】>

避難所や自宅を巡回して、健康状態の確認などを行っています。対象となる人は、床上浸水以上の世帯です。災害による心身の健康について相談のある場合はご連絡ください。

## **8 中小企業、農地に関するもの**

### ①国による被災中小企業者対策について <窓口:熊野商工会議所【電話:89-3435】>

台風 12 号が激甚災害に指定されたことで、次の特別措置が適用されることになりました。  
詳しくは、熊野商工会議所に直接お問い合わせください。

- \* 中小企業信用保険法の特例
- \* 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間の延長
- \* 政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付の金利引き下げ

### ②農地の災害復旧について <窓口:農業振興課 農業基盤整備係(内線481)>

農地の畦畔(けいはん)の崩れ、流入した土砂などの取り除きについては、次の制度があります。着工前に相談が必要です。着工後の受け付けはできませんので、ご注意ください。

(耕作中の農地に限ります)

#### **●復旧工事費が40万円以上の場合**

国の補助制度が適用されます。適用の要件及び自己負担があり、国の査定が必要です。

#### **●復旧工事費が40万円未満の場合**

次のとおり、市の補助制度が適用されます。

区 分	単 位	金 額
石 積	1㎡以上で 1㎡あたり	2,600円 (上限・箇所あたり10万円)
盛 土	1㎡以上で 1㎡あたり	2,500円 (上限・箇所あたり10万円)
土砂(流木)撤去	4㎡以上で 1㎡あたり	500円 (上限・箇所あたり 5万円)
耕作土搬入	2㎡以上で 1㎡あたり	1,600円 (上限・箇所あたり 5万円、表土厚み10cm以内)

## **9 その他**

### ①防災ラジオについて <窓口:防災対策推進課 防災対策推進係(内線336)>

#### **●防災ラジオの無償配布**

防災ラジオを購入していない世帯に、無償で1台を配布します。

現在、防災対策推進課、紀和総合支所及び各出張所でお渡ししています。各家庭には、11月から配布できるように準備を進めています。

#### **●すでに購入した人への自己負担金の返還**

今回の無償配布に伴い、すでに購入した人に自己負担金(1,000円)を返還します。11月から返還できるように準備を進めています。

### ②その他の相談について <窓口:市民保険課 生活安全相談係(内線133)>

その他の相談や窓口が不明な場合は、お問い合わせください。